岩手県告示第736号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、次のとおり農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和2年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地目	面積
			m²
雫石町西根清水端	76番	田	468
雫石町西根清水端	77番	田	609
雫石町西根清水端	78番	田	789
雫石町西根清水端	79番	田	756
雫石町西根清水端	81番	田	703
雫石町西根清水端	82番	田	1, 501
雫石町西根清水端	83番	田	1,621
雫石町西根清水端	84番 1	田	1, 573
雫石町西根清水端	84番 2	田	53
雫石町西根清水端	85番 1	田	1, 301
雫石町西根清水端	85番 2	田	322
雫石町西根清水端	86番 1	田	1,001
雫石町西根清水端	86番 2	田	633
雫石町西根清水端	87番 1	田	720
雫石町西根清水端	87番 2	田	643
雫石町西根清水端	87番 3	田	277
雫石町西根清水端	88番 1	田	573
雫石町西根清水端	88番 2	田	643
雫石町西根清水端	88番 3	田	405
雫石町西根清水端	118番	田	1, 482
雫石町西根清水端	119番	田	1,511
雫石町西根清水端	120番	田	1,511
雫石町西根清水端	121番	田	1, 508
雫石町西根清水端	122番	田	1, 509
雫石町西根清水端	123番	田	895

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年4月6日	5年間	341, 655円

備考 申請に係る農地の農地法第32条第1項に規定する所有者等は、令和3年1月5日までに、知事に農地法施行規則(昭和27年

農林省令第79号)第83条各号(第5号を除く。)に掲げる事項を記載した意見書を提出することができる。 なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部農業振興課である。